# 青山中学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 3 月策定 令和 3 年 4 月改定 平成 30 年 4 月改定 令和 4 年 4 月改定 平成 31 年 1 月改定 令和 5 年 4 月改定 令和 元年 7 月改定 令和 6 年 4 月改定

令和2年4月改定 令和7年4月改定

# はじめに

ここに定める「青山中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

# いじめの問題に対する基本的な考え方

# (1)定義

法:第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2)理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定した としても、該当生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じている もの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

### (3)いじめの解消

# ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するも

のとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の 様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない 場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

## ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

### (4)基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ①「いじめは、絶対に許されない」
  - ・いじめた者だけではなく、<u>同調する者、傍観する者も、いじめに加担している</u> という認識が必要である。
- ②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」
  - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、 常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
  - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
  - ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当 生徒に対した個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り 返し指導する必要がある。

#### (5)学校としての構え

# かけがえのない大切な一人ひとり

~誰も一人ぼっちにさせない~

【子どもたちへの4つの約束】

- ① どの子も全力で応援する →誰も一人ぼっちにさせない
- ② いつでもどんな相談も聞く →どんなことでも受け止める
- ③ 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する

→いじめはみんなで必ず止める

④ 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう

→必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる。

本校の教育目標は「生活をみつめ自ら創り出す生徒《重点》目標・努力・発見」~ 学級・教科経営の充実を基盤に、一人一人を生かし伸ばす教育活動~である。この基 本方針を受け、教職員は、「『真の厳しさ』と『温かさ』のある学校」を創り上げるた めに、「徹底した生徒理解」「個に応じた指導の充実」を指導の基本姿勢としている。 平成25年12月に生徒会執行部を中心に全校生徒の話合いによって「青山中生徒会人権宣言~だれもが安心して生活できる青山中~」を創り上げた。

# 【誰もが安心して生活できる青山中】

- みんなで決めたルールを守っていきます。
- ・自分の想いを伝えていきます。
- ・頑張っている仲間を言葉や行動で支えていきます。

青山中生徒会 人権宣言 H25/12.18

この宣言は、今後、生徒自身が自ら言動を振り返りながら、よりよい青山中学校を 目指して活動していくための基盤となるものである。

しかし、前述の「(3) いじめの基本認識」にあるように、「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」を全教職員が再確認し、学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守ることを最優先としている。

- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発 見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、 生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人 を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて 必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

## (6)保護者の責務等

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護をする。また、保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力するよう努める。

- ・いじめは人として決して許されないことや思いやりの心をもつことの大切さを日 常的に指導するように努める。
- ・日頃から、子どもの言い分にも十分に耳を傾ける等、親子の対話を心がける。
- ・日頃から、よさを認め伸ばす指導を心がけ、自身のよさを実感させるとともに、 コミュニケーション能力、望ましい自己表現力を身につけさせ、子ども自ら解決 できる力を身に付けさせる。
- ・「わが子の周囲でいじめをしている、されている」という情報を得た場合、深刻ないじめに発展しないよう勇気をもって止めることの大切さや学校へ相談することの必要性を助言する。
- ・わが子がいじめてしまった場合、保護者としての責任の取り方をわが子に示すチャンスだととらえ、被害者の生徒及び保護者に謝罪するとともに、わが子には事

- の重大さをしっかりと諭すように努める。
- ・謝罪後、わが子の小さな変化、成長をとらえ認め・励ます。
- ・わが子がいじめを受けた場合、学校と相談し子どもの心に寄り添い問題を乗り越えることができるよう支援する。
- ・スマートフォンを始めとする情報機器の取扱いによっていじめに直接つながる 様々な問題が発生している。使用方法について子どもに任せっきりにするのでは なく、便利さと同時に危険性についても正しく教え、保護者の責任においてルー ルを決めて使用させたり購入を控えたりする。

# いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組) (1)魅力ある学級・学校づくり

- ・全ての生徒が、主体的・協働的に学んだり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という「学ぶ喜び」を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を 味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学 級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも 適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付ける ことが絶対許されないことなどについて、「いじめを見逃さない日」など具体的 な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える 教育相談に努める。

### (2)安心感を生み出す指導

- ・教職員は、日常的に生徒に付くことを徹底し、安心感のある関係づくりに努める。
- ・いじめの未然防止に係る校内掲示(学級ごとのよさ見つけ等)
- ・学校や学級で生活上の問題が起きた場合は、事実をもとに教師が取り上げ、どうするべきかを生徒主体で話し合い、解決する場を位置付ける。その際、必要だと判断した場合は、教師は躊躇せずに言葉がけを行うとともに、正しい判断ができるよう指導しきる。担任だけで抱えることなく、所属職員チーム一丸となって対応する。
- ・縦割り学級を位置付け、日常生活で先輩が後輩を支援するサポート隊を結成した り、取組を考案したりするピアサポートの場を位置付ける。
- ・よさ見つけの掲示を位置付け、自他のよさを掲示することで、よさの自覚を促す。
- ・月に一回程度行う心のアンケートは、担任、学年主任、いじめ対策監がチェック し、未然防止に努めるとともに、生徒への積極的な声かけを行う。また、教育相 談の時には、生徒自身が相談したい先生を選べるようにする。
- 毎日行うここタンや生活の記録などを通して、生徒の心の様子や変化をつかみ、 リアルタイムに声をかけられるようにする。

### (3)生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を 理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティ ア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自 律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・青山中生徒会人権宣言「だれもが安心して楽しく生活できる青山中」について、 生徒会副会長を中心に、年間を通して見直しを図り、自治力のある生徒会活動が 推進できる豊かな心を醸成する。

## (4)全ての教育活動を通した指導(自己指導能力の育成)

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
  - ① 生徒に自己存在感を与える
  - ② 共感的な人間関係を育成する
  - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

## (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職 員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等 を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等について の指導を一層充実する。
- ・生徒会が計画・運営する生徒間の話合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等 自治的な活動を充実する。

# いじめの早期発見・早期対応

#### (1)いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・いじめを受けていると思われる事案については、校長・教頭の指導のもと、職員間で情報を共有し、被害に遭っている生徒の心のケアを最優先しながら、原則としてその日のうちに保護者と連携し、解決への見通しをもつ。(別図参照)
- ・職員も、生徒もいじめの4層構造を正しく理解し、被害者以外(加害者、同調する者、傍観者)は加害者であるという認識をもって、校長、教頭の指導のもといじめ事案の解決に向かう。
- ・保健室や相談室の利用の仕方を年度当初に生徒に説明し、生徒の心のケアにも役立てる。
- ・特別活動や道徳教育でいじめを扱う場合は、いじめは被害者と加害者だけの問題 ではなく、自分たちの問題であるという認識のもと話合いを行う。

# (2)アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

・いじめは教師にとっては極めて分かり難く行われることを意識し、いじめ等の問

題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、月1回の心のアンケートの実施等、多様な方法(「記名式」「無記名式」を併用した各種アンケートやスマート連絡帳による周知、ここタン)で行うことで、解答しやすい環境を整備する。また、そこから生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。

・生徒や保護者との日常的な関わりから情報を積極的に収集し、丁寧に対応する。

## (3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有及び校内外における連携体制の徹底

- ・いじめ対策監、学年主任、副担任は、休み時間、朝の会や帰りの会などに積極的 に校内を巡回し、生徒に声をかけ、生徒の些細な変化に目を向けるよう努める。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さないように するとともに、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識 を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制 を整える。特に被害生徒の辛さや不安に寄り添うため、スクールカウンセラーや 相談員、養護教諭など被害生徒の話しやすい大人が対応に当たれるようにする。

### (4)教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていないときこそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。不安や悩みを抱える生徒に働きかける予防的教育相談の充実。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応するために、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

#### (5)教職員の研修の充実

- ・教師は週に1度の打ち合わせや、長期休みにおける研修会においていじめ発生時 対応演習や、年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「学 校いじめ防止等対策推進会議」(「4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置」参 照)で各学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜 職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」と いった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一 人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができ るよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。「いじめ対策に係る事例集(平成30年9月文部科学省初等中等教育局児童生徒課)」の活用。
- ・多忙化への対策とし、仕事の内容を厳選するとともに、事務の効率化、会議の時 短化、退校時刻の早期化に努める。

# (6)保護者・地域との連携

・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者

への報告を行い、謝罪だけではなくその後のいじめを受けた側の安心といじめた側の成長を見届けるまでの指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれることがないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。また、最終的には必ず管理職が加わり、これを見届ける。

## (7)関係機関等との連携

- ・いじめ事案が発生したときは、事実を明確に記録し、直ちに教育委員会へ報告する。
- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、民生児童委員、学校運営協議委員、病院、スクールロイヤー等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実 関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に 当たる。

# 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法:第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### 条例:第18条

- 2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 該当市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする 啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学校職員:校長、教頭、教務主任、(ブロック担当生徒主事)、生徒指導主事、いじめ対策監、学年主任、OC主任、教育相談主任、養護教諭、当該担任学校職員以外:保護者代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー、相談員関係機関等

# いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画 「岐阜市立青山中学校いじめ防止プログラム」

月	・	備考
/ 4	・職員研修会の実施	「方針」の確認
	(前年度の実態と対応の継続、今年度の方針の伝達)	※通信で取り上げる
$ $ $_4$	・学級通信による生徒のよさの紹介	生徒に偏りがない
月月	・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信	よう、十分に配慮
)1	・インターネットを介したトラブルについて、全校へ啓発	する。
	・心のアンケート(記名式)、いじめアンケートの実施	) <b>U</b> 0
	・PTA総会で説明(保護者向けネット安全研修を含む)	
	・生徒によるよさ見つけの開始(継続実施)	
	・心のアンケート(持ち帰り)の実施、教育相談の実施	
5	・学校運営協議会等で、今年度の取組説明	
月	・「青山中生徒会人権宣言」をもとにした、生徒会による生活アン	
	ケート調査	
	, 1932	
	・「いじめ防止強化週間」(6月27日~7月3日)	
C	・アンケート結果を受けた、いじめ未然防止に向けた全校集会・	
6	学年集会(生徒会主催によるいじめ防止の取組について)	
月	・心のアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施	
	・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施	
	<ul><li>・「いじめについて考える日」7月3日</li></ul>	
	・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」	
7	(対策等の中間見直し)	第1回県いじめ調査
月	・職員会(夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振返り)	
	・心のアンケートの実施(持ち帰り)、教育相談の実施	
	・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	
8	・岐阜市生徒会サミット	夏季休業中の指導
月月	・職員研修会(ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会)	
Л	・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施取組の評価	
	・学校だよりによる取組の見直し等の公表	
9	・Webページ等による取組経過等の報告	
月月	・心のアンケートの実施、教育相談の実施	
Л	・校区内小学校と連携し、全校放送などで生徒会サミットの内容	
	を共有	
10	・心のアンケート(持ち帰り)の実施、教育相談の実施	
月	・学年会(いじめ防止対策の取組についての中間交流)	
	・「いじめ防止月間」の実施	
11	・「ひびきあいの日」に向けた取組(生徒会人権宣言の見直し	
月	→全校でのいじめ防止対策の取組)	
	・心のアンケートの実施、教育相談の実施	
	・「ひびきあいの日」(生徒会人権宣言について発表)	冬季休業中の指導
12	・第2回「教職員の取組評価(学校評価)アンケート」	
月	(次年度に向けて)	
	・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施	第2回県いじめ調査

	・情報提供アンケートの実施	
	・心のアンケートの実施(持ち帰り)、教育相談の実施	
	・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	
1	・心のアンケートと教育相談の実施	
月	・職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り)	
	・教職員による次年度の取組計画	
2 月	・生徒会の取組のまとめ	
	・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施	
	(本年度のまとめ及び来年度の計画立案)	
	・心のアンケートの実施(持ち帰り)、教育相談の実施	
	・学校運営協議会にて今年度の取組報告	
	・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	第3回県いじめ調査
3	・第3回「教職員の取組評価アンケート」(1年間の評価)	(国の調査を兼ねる)
月	・学校だより等による次年度の取組等の説明	次年度への引継ぎ
	・心のアンケートの実施、教育相談の実施	

毎月3日を基本として「いじめを見逃さない日」の全校放送を実施する。 ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用

# いじめ問題発生時の対応

### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

## 【組織対応】

・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との 連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

## 【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いを把握したら、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対 策監に報告し、学校いじめ防止対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のも と、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた(疑いがある)生徒の気持ちに寄り添い、意向を確認し、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に丁寧に説明し納得を得て、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導と支援を行う中で、いじめた生徒が「いじめ は許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保 護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導、そして自己の生き方とつ なげ、見つめ直す指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、3か月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・同様に、いじめた側の生徒に対しても、保護者と連携し生徒の様子を見守り、 本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・ 長期的に行う。

・最終的には必ず管理職が加わり、生徒及び保護者に指導する。

## (2)「重大事態」と判断された時の対応(法第28条・条例第20条に基づいて明示)

・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

#### [主な対応]

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、 事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、 いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切 に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所 轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

# 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの未然防止に係る取組やいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
  - ① いじめの未然防止の取組に関すること
  - ② いじめの早期発見の取組に関すること
  - ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

# 個人情報等の取扱い

- ○個人調査 (アンケート等) について
- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大実態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録とした文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年(卒業後)とする。
- ○指導記録について
- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯・生徒の 意識、保護者の反応を記録(いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対 策推進会議等)に残し、鍵の付いたロッカーで保管する。
- ○校種間、学年間での確実な引継ぎ
- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理補完し、進学及 び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるように徹底する。